

八戸市 協働のまちづくり 推進委員会の委員 募集中!

「元気な八戸づくり」市民奨励金対象事業等の審査・評価を行うほか、
協働のまちづくりの推進に関する施策の検討を行う委員を募集します！

協働とは？

それぞれが自己の果たすべき役割と責任を自覚し、他者の存在意義と特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力し合うこと。

協働のまちづくりとは？

協働の考え方に基づいて、「市民の皆さんや事業者の皆さん、そして行政職員がお互いの立場を理解し、尊重し合いながら、適切な役割分担のもとに、対等の関係でまちづくりを進めること」を基本理念とする取組みのこと。



募集委員数

1名（委員総数 7名）

募集期間

令和6年5月17日（金）から6月17日（月）まで（必着）

報酬

1回の出席につき、8,800円（税込み）年7回程度

応募方法

応募申込書に必要事項を記入の上、「応募の動機や抱負」と「協働のまちづくり、地域コミュニティの活性化、市民活動の促進の今後のあり方」などに対する意見・提案等（200字以上800字以内）を添えて応募してください。

※ 郵送、FAX、Eメールもしくは市民連携推進課（市庁本館4階）まで直接、御提出ください。

詳しくは、裏面をご覧ください。




お問い合わせ
（応募先）

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 市民協働グループ

- 住所 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
- 電話 43-9207（直通）
- FAX 47-1485
- Eメール renkei@city.hachinohe.aomori.jp



協働のまちづくり推進委員会 委員の募集概要

① 募集委員数	1人
② 募集期間	令和6年5月17日（金） から 令和6年6月17日（月）まで（必着）
③ 委員の任期	委嘱時（令和6年8月7日を予定）から2年以内
④ 報酬	1回の出席につき8,800円（税込み）。
⑤ 委員の職務	市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、次の事務を行います。 (1) 協働のまちづくりに関する施策の調査及び検討に関すること (2) 「元気な八戸づくり」市民奨励金制度・市民提案制度における事業の審査・協議・評価等に関すること (3) その他協働のまちづくりの推進に関すること
⑥ 会議の開催回数	年7回程度
⑦ 会議の開催時間	原則として、平日の日中・夜間または土曜日の午後、2時間程度
⑧ 応募条件	(1) 市内に住所のある人 (2) 協働のまちづくりや地域コミュニティ活動、市民活動（NPO）について、知識、経験または関心がある人 (3) 市のほかの附属機関の委員を3つ以上兼務していない人
⑨ 応募方法	<p>所定の応募申込書に必要事項を記入し、この委員会への応募の動機や抱負と、協働のまちづくりや地域コミュニティの活性化、市民活動の促進などについて「今後どうあるべきと考えるか」を含めた意見・提案等（200字以上800字以内）を添えて、令和6年6月17日（月）までに、郵送、持参、FAXまたはEメールにより市民連携推進課（市庁本館4階）へ提出してください。</p> <p>応募申込書は、市民連携推進課窓口、市庁本館・別館案内、南郷事務所、各公民館・市民サービスセンター、八戸市市民活動サポートセンターで差し上げています。また、市ホームページ*からダウンロードできます。</p> <p>※ 八戸市トップページ > 行政情報 > 情報公開 > 附属機関 委員公募 > 八戸市協働のまちづくり推進委員会委員の募集</p> <p>QRコードはこちら →</p> 
⑩ 選考方法	書類選考（必要に応じて面接等を行う場合もあります。）
⑪ 選考結果	応募者全員に文書でお知らせします。
⑫ 応募書類等の取扱い	受付した応募書類等は返却しないものとし、当委員会の公募以外の目的には使用しません。